

多摩市告示第 2 6 1 号

多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会設置要綱を次のとおり定める。

令和 6 年 4 月 3 0 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 1 7 年多摩市規則第 6 1 号）第 7 条及び多摩市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 1 7 年多摩市教育委員会規則第 8 号）第 7 条の規定に基づき、多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館（以下「多摩市立市民活動・交流センター等」という。）における指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第 2 条 委員会は、多摩市立市民活動・交流センター等の指定管理者に応募した団体（以下「応募団体」という。）のうち、審査会の事前審査に合格した団体について、指定管理者の候補者の選定の基準に基づき審査し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(1) 多摩市立市民活動・交流センター等の管理運営に関し専門的知識を有する者 3 人以内

(2) 公募による市民 二人以内

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(除斥)

第7条 委員は、本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が応募団体の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、指定管理者の候補者に関する審査に当たり、応募団体と個別に接触をしてはならない。

(委員会の会議の非公開及び会議録の作成)

第9条 委員会の会議は、公開しない。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

3 会議録は、審査結果を市長に報告した後、開示する。ただし、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、その該当する部分に限り、非開示とする。

(審査会の所掌事項)

第10条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 応募団体の事前審査に関すること。
- (2) 委員会の審査方法等に関すること。
- (3) 予定候補者の選定に関すること。

(審査会の構成)

第11条 審査会は、次に掲げる者（以下「審査会委員」という。）をもって構成する。

- (1) くらしと文化部長
- (2) くらしと文化部文化・生涯学習推進課長
- (3) 教育部長
- (4) 教育部社会教育・文化財担当課長

(会長)

第12条 審査会に会長を置き、くらしと文化部長をもって充てる。

2 会長は、審査会を総括する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した審査会委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第13条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 審査会は、審査会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第14条 委員長及び会長は、委員会又は審査会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 委員会及び審査会に関する庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。